

平成19年第2回

福島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成19年11月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

## 平成19年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録目次

1	召集告示	1
2	召集年月日	1
3	召集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付した事件	2
12	会議の経過	2
	(1)開会の宣告	2
	(2)議席の指定	2
	(3)召集者あいさつ	3
	(4)会議録署名議員の指名	3
	(5)会期の決定	3
	(6)副議長の選挙	3
	(7)議案第15号の上程、説明、採決	4
	(8)議案第16号の上程、説明、採決	14
	(9)陳情第1号の審議	14
	(10)閉会の宣告	15

## 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第8号

平成19年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成19年11月8日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬戸孝則

(1) 日 時 平成19年11月22日(木)午後2時30分

(2) 場 所 (財)福島県建設技術センター 7階 「大ホール」

(3) 付議事件

ア 副議長の選挙について

イ 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について

ウ 福島県市町村総合事務組合理約の変更について

## 2 招集年月日

平成19年11月22日

## 3 招集の場所

(財)福島県建設技術センター 7階 「大ホール」

## 4 会議の時刻

平成19年11月22日午後2時53分開会、午後3時47分閉会

## 5 応招議員

2番 櫛田 一男君	3番 白井 英男君	4番 仁志田昇司君
5番 竹内 昶俊君	6番 小林日出夫君	7番 鈴木 義孝君
8番 菅野 典雄君	10番 佐川庄重郎君	11番 河内 幸夫君
12番 市川 清純君	14番 鈴木 征君	16番 猪狩 利衛君

## 6 不応招議員

1番 原 正夫君 9番 田澤 豊彦君

## 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

## 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

## 9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	瀬戸	孝則君	副広域連合長	古川	道郎君
会計管理者	梅津	裕君	事務局長	篠木	栄君
事務局次長	小川	武君	総務課長	佐久間	健司君
業務課長	齋藤	良裕君	資格管理係長	江尻	栄彦君
給付係長	紺野	則夫君			

## 10 議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 議案第15号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する  
条例の制定について

日程第6 議案第16号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第7 『後期高齢者医療制度の凍結を求める意見書』の採択を求める陳情書  
について

## 11 本日の会議に付した事件

「10 議事日程」に同じ。

## 12 会議の経過

事務局次長（小川 武君） それでは、定刻になりましたので、ただ今より臨時会を進めてまいりたいと思います。

それでは、河内議長よろしくお願ひいたします。

（河内議長 議長席に着席）

### (1)開会の宣告

議長（河内幸夫君） ただ今、出席議員が12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

この際ご報告いたします。1番原正夫議員、9番田澤豊彦議員より欠席の届けがありました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後2時53分）

### (2)議席の指定

議長（河内幸夫君） 日程第1「議席の指定」を行います。今回、補欠選挙において当選された、鈴木義孝君の議席を7番に指定いたします。

### (3)招集者あいさつ

議長（河内幸夫君）　ここで、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許可します。

（広域連合長より「議長」との発言あり）

議長（河内幸夫君）　広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君）　各議員の皆様には、協議会に引き続き、臨時会ということでご苦労さまでございます。ご多用のところ、ご出席くださいますと誠にありがとうございました。

この度は、任期満了に伴います広域連合議会の補欠選挙が執行されたところでございますが、町村長の区分の中で三春町長鈴木義孝氏が当選されました。改めて祝意を表する次第でございます。

さて、来年4月からの制度施行まで残り5か月を切りましたが、この間、広域連合におきましては、構成市町村と協議をしながら、制度施行に向け準備を進めてきたところでございます。

今後、より一層の連携を図りながら、万全の体制を整えていく所存でございます。

本日の臨時会におきましては、後期高齢者医療制度の中でも最も重要な事項の一つであります、保険料率等をご審議いただくため、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等をご提案申し上げたところでございます。十分なるご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、あいさつといたします。

### (4)会議録署名議員の指名

議長（河内幸夫君）　次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員には、4番仁志田昇司君、12番市川清純君を指名いたします。

### (5)会期の決定

議長（河内幸夫君）　日程第3「会期の決定」を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河内幸夫君）　「ご異議なし」と認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

### (6)副議長の選挙

議長（河内幸夫君）　次に、日程第4「副議長の選挙」を行います。副議長につきましては、任期満了に伴い空席となっております。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河内幸夫君）　「ご異議なし」と認めます。よって副議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

それでは、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたしたいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河内幸夫君）　「ご異議なし」と認めます。よって、議長が指名することに決し

ました。

それでは、指名いたします。

福島県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、猪狩利衛君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長が指名しました猪狩利衛君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(河内幸夫君)** 「ご異議なし」と認めます。よって、猪狩利衛君が、福島県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

ただ今副議長に当選されました猪狩利衛君が議場におられますので、当選を告知いたします。猪狩利衛副議長、前方の演壇へご登壇願います。

**副議長あいさつ**

**副議長(猪狩利衛君)** ただ今、皆様からご推挙を賜りました、福島県町村議会議長会長の任にあります、富岡町議会議長の猪狩利衛でございます。

この後期高齢者医療制度がよりよい制度となり、より効率的な運営がなされるよう、議長を補佐いたしまして、適切な議会運営が図られますよう努めて参りたいと存じますので、議員各位のご協力をよろしくお願いを申し上げ、副議長就任のあいさつに代えます。よろしくどうぞ、お願いをいたします。

#### (7)議案第15号の上程、説明、採決

**議長(河内幸夫君)** 次に、日程第5「議案第15号福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題とします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長(瀬戸孝則君)** 議案書の1ページをご覧ください。

議案第15号福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についてでございますが、福島県後期高齢者医療広域連合が行う、後期高齢者医療について必要な事項を定めたいので、この条例案を提出するものでございます。内容につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(事務局長より「議長」との発言あり)

**議長(河内幸夫君)** 事務局長。

**事務局長(篠木栄君)** それでは、議案第15号福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についてご説明いたします。議案説明資料でご説明いたします。1ページをお開き願います。

第1章、福島県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療、第1条、福島県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療につきましては、法令に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる、という規定でございます。

第2章、後期高齢者医療給付、第2条、葬祭費、葬祭を行う者に対し、5万円を支給します。

第3章、保健事業、第3条、第4条につきましては、保健事業の規定でございますが、被保険者の健康の保持増進のために健康診査事業を行います。

第4章、保険料、第5条、保険料の賦課額、被保険者につき算定した所得割額及び均等割額の合計とします。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は均等割額のみと

します。賦課額に 100 円未満の端数があるときは切り捨てます。

第 6 条、保険料の所得割額、基礎控除後の総所得金額等に、所得割率を乗じて得た額とします。

第 7 条、保険料の被保険者均等割額、均等割総額として必要な額を被保険者の合計数で除して得た額とします。賦課額に 100 円未満の端数があるときは切り上げます。

次のページで、第 8 条、所得割率及び被保険者均等割額の適用でございますが、全区域均一保険料といたします。ただし、規則に定める地域、無医地区でございますが、それと、医療費乖離市町村を除きます。

第 9 条、所得割率につきましては、平成 20 年度及び平成 21 年度の所得割率は、100 分の 7.45 とします。

第 10 条、均等割額につきましては、平成 20 年度及び平成 21 年度の均等割額は、4 万円とします。

第 11 条、第 12 条でございますが、特定地域被保険者に対して課する保険料の賦課額、所得割率及び均等割額につきましては、無医地区に対して課する保険料の賦課額は、別表に定める所得割率と均等割額の合計額とします。

別表の説明でございますが、第 1 号区域、所得割率 100 分の 6.71、均等割額 36,000 円でございます。以下、2 号から 5 号までとなっておりますが、第 1 号地域につきましては、1 割軽減。2 号地域につきましては、2 割軽減。以下、3 号から 5 号まで、3 割軽減、4 割軽減、5 割軽減としているものでございます。具体的な地域につきましては、規則で定めることとなります。

第 13 条、保険料の賦課限度額でございますが、50 万円を限度額としております。

第 14 条、賦課期日でございますが、4 月 1 日とします。

第 15 条、保険料の賦課総額につきましては、特定期間、2 年間におきます費用、収入に基づき算定した額とします。

第 16 条、賦課期日後において、被保険者の資格取得又は喪失があった場合がございますが、資格を取得した場合は当月から月割とし、資格を喪失した場合は前月までの月割とします。

第 17 条、所得の少ない者に係る保険料の減額につきましては、均等割額について、その所得に応じて、7 割、5 割、2 割の軽減を行います。

第 18 条、被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額につきましては、2 年間に限り均等割額を 10 分の 5 とします。ただし、附則第 8 条に経過措置を規定してございます。

第 19 条、保険料の額の通知につきましては、額の決定及び変更について速やかに通知します。

第 20 条、徴収猶予につきましては、次に該当し、保険料を納付できないと認める場合は、6 か月以内に限り徴収猶予することができます。以下、①から④まで記載のとおりでございます。

第 21 条、保険料の減免、これにつきましては、次に該当し、必要があると認める場合は、保険料を減免することができます。以下、①から⑤まで記載のとおりでございます。

第 22 条、保険料に関する申告につきましては、被保険者等は、4 月 15 日までに、被保険者及び世帯主等の所得等を広域連合長に申告しなければなりません。ただし、地方税

法に基づく申告が市町村長になされている場合は不要となります。

第23条、普通徴収の際の保険料賦課の特例につきましては、所得が確定しない場合は、確定するまでの間、前年度の保険料に基づき賦課いたします。

第24条、保険料の納付につきましては、保険料は、市町村が徴収し、広域連合に納付します。

第25条、市町村が徴収すべき保険料の額につきましては、市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者から保険料を徴収します。市町村間の異動は、転入は当月から月割とし、転出は前月までの月割りとします。

第26条、延滞金の納付につきましては、延滞金は、市町村が徴収し、広域連合に納付します。

第5章、雑則、第27条、委任につきましては、施行について必要な事項は広域連合長が定めます。

第6章、罰則、第28条から第32条まで罰則でございます。被保険者が届出をしないとき、または虚偽の届出をしたとき、被保険者証の返還に応じないとき、及び調査に応じないときは、10万円以下の過料に処します。偽りその他不正の行為により徴収金の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処します。

次に、附則でございます。第1条、施行期日について、施行期日は、平成20年4月1日でございます。

第2条、平成20年度から平成25年度までの間における保険料算定の特例、こちらは、第8条の読替え規定となっております。

第3条、公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例。7割、5割、2割軽減の判定においては、年金収入につき公的年金等控除に加え、さらに15万円を控除する特例でございます。

第4条、普通徴収の保険料賦課の特例についての読替えにつきましては、第23条の読替え規定でございます。

第5条、第6条、法附則第14条第1項の市町村に係る保険料の賦課の特例につきましては、医療費乖離市町村においては、6年以内の期間で不均一の保険料を設定し、附則別表のとおりとします。附則別表につきましては、檜枝岐村、所得割率100分の5.69、均等割額30,536円、只見町、所得割率100分の6.57、均等割額35,244円、昭和村、所得割率100分の6.33、均等割額33,984円、矢祭町、所得割率100分の6.51、均等割額34,940円でございます。

第7条、第8条、第9条でございますが、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例でございますが、被扶養者であった被保険者に対して賦課する均等割額は、4月から9月分は賦課を行わず、10月から3月分は9割軽減とします。本県の場合ですと、均等割額2,000円の負担となります。

なお、この条例案につきましては、厚生労働省からの準則に基づきまして、また、端数処理等は地方税法を準用いたしまして、市町村国保の取扱いに近いものとしてございます。

以上が、議案第15号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(広域連合長より「議長」との発言あり)

**議長(河内幸夫君)** 広域連合長。



**広域連合長（瀬戸孝則君）** それでは冒頭に、先ほどの協議会で、喜多方の白井市長さん、あるいは飯館の菅野村長さん等、ご発言があった内容について、ご説明というかコメントさせていただきたいと思います。

私は、お話を聞いておりました、広域連合の連合長という立場でございますけれども、まるで知事さんが話を聞いているような立場に立たされたような感じがいたしたわけです。と申しますのも、この制度そのものが、さて、どこでやるかという、一等最初の議論があったわけございまして、県がやるべきだという話もあったし、また、市町村にもうちの方では個別にはできないという話もあった。そういう中で、広域連合という、法律では随分前に決まっていた制度であります。これを適用して、この全県の、県でもない市町村でもない、新しい議決機関としてこの立ち上がった組織の中での議論というふうに、私はまず、捉えているところございまして、この制度の中で、スタートはいたしましたけれども、それぞれ、今までなかった性質のものがたくさん入ってきておりますので、我々正直言ってそれぞれに皆さんにも大変ご苦勞するし、また、首長さんに当たっては、それぞれ市町村議会で、これについての議会での議決も必要なわけありますので、説明する際に、まあ、もっと言えば菅野村長さんから話がありましたように、75歳以上のお年寄りの方々にどうやってこの制度を説明していくんだ、という大事なこの説明の部分についても、それから、それぞれの首長さんや議会の皆さんが担っていかなければならない、このような制度だというふうに思っております。

そこで、喜多方の白井市長さん、議員さんからお話ありました、均等割あるいは所得割の考え方なんでございましてけれども、こういう制度ができますとですね、やはり、それぞれの構成団体の力に応じたと申しますか、そういう制度としての一面、それが所得割だというふうに思いますが、均等割という中で制度全体を維持していくという考え方が一方にありまして、どのような広域的な仕組みの中にも、均等割とそれに応じた応分割のような所得割のようなものが組合わせてひとつの徴収の形態になる、というふうに、私は、この広域連合のやり方についてはそのように理解をしております。

私どもの方も水企業団というのがありまして、その中で、みんなで均等に負担する部分と、それから、使用量に応じて負担する部分と、こういうふうにあるわけございまして、なんといっても、この考え方といたしましては、広域的な制度の財政運営を安定的な保険制度とするためにですね、まずは、広域連合全体の中で均一の均等割額を決め、また、それぞれの所得割額を決めていく。以上、2つの組み合わせでなっている制度ということでございまして、ご質問にございましたように、それぞれのその負担によって差があるのではないかと、というようなご質問については、そういう理解で、みんなで一緒にやっていくというような形の中で、それぞれの医療のサービスも若干ずつ違うわけございましてけれども、説明にありましたように、4自治体だけは基準に合わないのもので特別な扱いをしたというふうに、まず、ご理解いただきたいと思っております。

それから、広報につきましては、菅野村長さんからお話しございましたように、高齢者にこれを説明するというのは、このパンフレットを見ただけでは文字どおり分かり難いし、今後、広報ということにつきましては私は大変力を入れていきたいと思っておりますし、このことにつきましては、県と協力しながらですね、あらゆる方法を我々広域連合の中で考えていかなければならないことだというふうに思っております。また、只

見の議員さんからお話ございましたように、非常に医療のサービスの低い地域に対する、我々としても、本来であれば広域連合だけの問題ではございませんけれども、運営していく上で、そういう課題につきましても県に対しまして提言していく、そのような自治体にこれからもなっていきたい、こんなふうには思っているところでございますので、協議会の中で縷々ご意見が出されましたこと、これらしっかりと受け止めて、この広域連合の運営にあたっていきたく思いますので、まず、審議に入ります前に、先ほどの協議会でのご質問に対する、大まかな私どもの考え方、そういったものをお示しさせていただいたところでございますので、ご了承いただきたいのと、今後とも事務局等ですね、様々な調査に当たりましたのご質問等をよろしくお願いを申し上げまして、最初の、答弁というわけではございませんけれども、連合長としての内容の説明にさせていただきます。以上でございます。

**議長（河内幸夫君）** ただ今の、連合長並びに事務局長の説明をふまえ、「議案第15号」について質疑に入りたいと思います。ご質問をお受けいたします。

（3番白井英男議員より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 3番。

**3番議員（白井英男君）** 質問させていただきます。今ほどの連合長さんのお話は、それから原案もそうですけれども、法律に基づいて新しくできた制度について、こういうことになる、ということでお示しいただいたんだと思いますが、私は、やっぱり、それも大事なことであるし、制度発足しましたので、それはそれとしてお認めいたしますけれども、お認めするというのは、それは考え方としてお認めいたしますが、ただ、出てきました数字ですね、あるいはやり方について、これで我が県に合うのか、我が県の人々にとっていいのかどうか、という判断をしなくちゃいけないのではないかと。つまり、検証をする必要があるのではないかとこのように思います。

我が県は、所得割なり均等割を出すに当たって、全国レベルからもいいですよと、1人当りの所得が低いわけでありまして、その低いことを前提にしてやっておられますけれども、それが故にですね、均等割が60%、所得割が40%というような出し方をいたしておりますが、福島県だけを考えてみればなにも6:4にする必要はないんで、福島県の中で均等割と所得割は1:1でもいいんじゃないか。つまり、50対50でもいいんじゃないか、という考え方もあり得るわけでありまして、したがって、この全国の平均の所得と、福島県の所得を比較して所得係数を出した上でですね、それで、所得割、均等割の比率を出すというやり方が、はたして妥当なのかどうか。出てきた結果について、福島県内の各地域の所得格差があります、その所得格差をどのように反映しているのか、というようなことも、やはり1回は検証してみる必要があるのではないかと。検証もなしで、「全国の方式がこうですから、これでやりました。あとは、これで全部のみなさい。」というのは、やっぱり考え方として反省してもらった方がいいのでは、反省ではなくて、検討する必要があるのではないかと、このように思います。

それからもう一つご質問をさせていただきますと、今の方式でいきますと、1人当たりの保険料が67,100円になります。それから、軽減した後の保険料が1人当たり56,200円になります。この数字がですね、これが、県民にとって、あるいは地域住民にとってですね、私からいわせれば、妥当な数字であるか、ということも検証してみる必要があるのでは

はないかと思います。

どういうことかといいますと、今まで、国民保険、国民年金保険でやってた分、健康保険ですね、やってた分、その負担と比較して、老齢年金か、老齢保険年金でやってた分と比較して、負担がきつくなるのかどうか。つまり、俗な言葉でいうと値頃感ですね、県民にとって、市民にとって。というふうに、それはどういうふうに判断したらいいかと。ただ、数字が出てきて、この負担になります、ということだけでは、済まされないんで、その辺についての判断も、連合長としては、当然した上です、適切な数字であると、まあやむを得ない数字ではないかと、負担ではないかという、その判断がなくてはならないのではないかと思うのですが、その辺についてのご見解をお伺いしたいと思います。

(事務局長より「議長」との発言あり)

**議長(河内幸夫君)** 事務局長。

**事務局長(篠木栄君)** まず1つ目の質問でございますが、先ほど連合長からもお話ありましたとおり、広域連合ということで、広域化を図って財政運営を安定化していくということが第一の目的でございます。保険料につきましても均一の保険料ということが原則となっておりますので、この辺のご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

それから、2つ目の質問でございますが、全国の広域連合で決定済み、または今後予定の保険料につきましても、広域連合の方で調査をかけてございますが、その結果によりますと、本広域連合の1人当たりの平均保険料67,100円につきましては、全国で38位。

それから、軽減賦課後の1人当たり保険料56,200円につきましては、全国で34位という結果でございます。ただし、すべての広域連合の結果をふまえたものではございませんので、情報としてご報告させていただきます。保険料につきましては、基本的には、各広域連合の医療費水準を反映したものでありますが、福島県の平成18年度の1人当たり老人医療費の水準が全国の32位となっている状況を考慮いたしますと、医療費水準を反映した適切な水準の保険料になっているものと考えてございます。

また、後期高齢者医療の保険料につきましては、国保税におきます資産割はございませんので、相対的には現在の国保税よりも高くなるとは考えにくく、被保険者の過大な負担にはならないものと考えてございます。

**議長(河内幸夫君)** 3番議員よろしいですか。

(3番 白井英男議員より「議長」との発言あり)

**議長(河内幸夫君)** 3番。

**3番議員(白井英男君)** 保険料を、全国均一でなくちゃいけないというのは、いや、全国ではなく、県均一でなくちゃいけないというのは、法律にも書いてありますから、それはそれとして、考え方としてはいいんですが、ただ、出てきたものについて、はたして、それで実態を反映しているのかどうか、いうことを検証してみる必要があるんじゃないかと、申し上げているわけで、もし、今回、検証に間に合わないということであれば、更に資料を整えた上です、後日で結構ですから検証した結果を教えてください。

というのは、なにを言いたいかといいますとですね、この広域連合のような形でやることによって、いろんな地域間の格差があるにも関わらず、それを無理やり一本化することの無理がいろんな形で出てくるんじゃないかと。その矛盾点も、やっぱり、

きちんと把握する必要があるんじゃないかということをお願いしたいわけで、県内の中でも所得の高いところと低いところがあるわけですから、そういったところを一本にする、全国でもそうです、一本にするということの無理が、いろんな意味で出てくるということであれば、もっときめ細かいですね、地域の実態に応じた仕組み、制度を考える、将来として考える必要があるんじゃないかということをお願いして、そういう意味でぜひご検討いただきたい、ということでもあります。

それから、保険料が高いか低いかという議論をですね、全国何位という形での議論では、地域住民は納得しないと思います。自分の懐具合、自分らの懐具合の中、懐の中から出すわけですから、それはやっぱり、今までの負担と比較して、負担が重いか低い、重くなるのか低くなるのか、先ほどおっしゃってましたけども、資産割というのがなくなったんで、それは高くはないと思いますということであるのであれば、もう少しきちんと数字をおさえた上で、こういうことであるから高くはない、この数字は妥当であるという、やっぱり、検証をですね、すべきではないのかというふうに思います。それについての見解をお伺いいたします。

(事務局長より「議長」との発言あり)

**議長(河内幸夫君)** 事務局長。

**事務局長(篠木栄君)** ただ今の議員さんの質問のとおりでございますが、各地域によって、やはり、所得格差は存在してございます。ここが、広域連合ということでの各地域での現実だとは認識してございます。今後、そういったものを検証いたしまして、今後の広域連合の運営に役立てていきたいと考えてございます。

それから、第2点目の負担につきましてでございますが、私ども各市町村の国保の状況も把握してはございますが、なかなか国保の制度ということで、世帯のケース、それから保険料率の違い、こちらを検討いたしますと、やはり60市町村それぞれ差がございましてなかなか検証も難しいのでございますが、今後とも検証に努めて広域連合のよりよき財政運営に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

(広域連合長より「議長」との発言あり)

**議長(河内幸夫君)** 広域連合長。

**広域連合長(瀬戸孝則君)** ただ今、白井議員さんから、ご質問、あるいは検討という形での要望と理解しておりますが、ただ今、事務局長からもご答弁申し上げましたが、まず、制度の、今後のですね、見直し等ですね、これは2年間というひとつの期限もございます。そしてまた、先ほど申しましたように、この広域連合という制度、議員さんご承知のように大変急な国の導入でございまして、この期間内でどのような形でこの制度を立ち上げるかというのは、どの広域連合も大変な労力を要したものであるというふうに思っております。

したがって、今後この制度をスタートさせていただきまして、そして、それぞれの市町村からもいろんなご意見が出てくると思っておりますので、制度の見直し等につきましては、あるいは他の見直し等々、そういったことの中身につきましては、常に私どもがやはり検討していかなければならない課題の一つだろうというふうに思います。

それから、この保険料の金額につきまして、これが妥当かどうかということにつきましても、私は、連合長といたしましてこの数字をはじき出したというのは、平均的な考え方

として、非常にこの妥当であるというふうには思っております。思っておりますけれども、議員ご指摘のように、今後、どのような形でこの医療制度が、あるいは医療費等が変わってくるのが考えられますし、それから、お話のように、今後、今までの制度よりは負担は多くはないだろう、という答弁もしましたけれども、これにつきましてもご指摘のように、かくかくしかじかであって、ならない、というような説明も、今後、伝えさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

**議長（河内幸夫君）** 他に。

（2番 櫛田一男議員より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 2番。

**2番議員（櫛田一男君）** ただ今は、保険者の支払う保険料の問題からご発言がございました。私は、それと同じくらい大切な問題として、かかりたくてもお医者さんがいない地域、先ほどお話がございまして議論になりましたけれども、これがお医者さんがいなくて、実際75歳に限らずどなたでもかかれない地域があるとすれば、これは大問題でありますので、これと同時に並行に、先ほどは鈴木議員の方から追加で滑り込ませていただきたいというご意見があったわけでありまして、大変重要な問題でありますので、広域連合としても、一つの柱を、柱を立てながら、この問題を大きく内外に要望していくべきであろうと、こんなふうに思っております。

これは、県内の医療機関が、いわゆる勤務医の不足によって大変ないびつな状況、あるいは不安定な状況をかもし出しております。こういうことは、県民等しく、あるいは市民、住民が等しく不安材料として抱えている問題でありますので、せっかくこういう制度が出来上がり、誰もが医療を享受できるようなシステムを作り上げていくわけありますから、肝心の医者がいなくてはそここのところはなかなか思うどおりにいかないというこの側面も出てきております。ここのところを是非お願いしたいなど、こんなふうに意見を申し述べさせていただきました。

（広域連合長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 広域連合長。

**広域連合長（瀬戸孝則君）** ただ今、いわきの櫛田市長さん、櫛田議員さんから、貴重な意見をいただいたものと、私は連合長として思っております。

これは、先ほど申しましたように、我が広域連合だけの問題ではございませんで、先ほどの知事への後期高齢者医療の保健事業に対する財政支援、制度に対する保健事業に対する財政支援、これは、我々が11月の7日にですね、知事の手元に届けたところでございます。

なお、我々も、こういう保健事業に手を出す以上はですね、地域内の医療過疎と申しますか、そういった課題についても、適宜、県に対しましてご提言していく、あるいは、お願いしていくことも役割の一つとしてあるのではないかなど、こんなふうに考えておるところでございます。ご理解いただきたいと思います。

**議長（河内幸夫君）** 他に、ございませんか。

（8番 菅野典雄議員より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 8番。

**8番議員（菅野典雄君）** 8番です。新しい制度なものですから、議員でありながら分らないものですから、一つだけお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

24条に、保険料の納付は、市町村が徴収し広域連合に納付するとあります。19条に、保険料の額の通知というところで、額の決定及び変更についてはすみやかに通知する、ということなのですが、この通知は、個々人に広域連合が通知するのでしょうか、市町村が通知するのでしょうか。

といいますのは、今まで老人保健に関わってきた時と、どのくらい市町村が、いわゆる軽減になったのか、ということがやはり必要なだろうというふうに思うんですね、こうして広域連合を作ってるわけですから。ちょっとうがった見方かもしれませんが、大きなところは、今まで5人でやってたのが4人でできるということもあるかもしれませんが、1人でやったところはやっぱりまた1人ということもありうるなあと。そういう意味からいたしますと、なかなか軽減にならなかったということではなく、少しでも広域連合を作ったことによって、我々が今までの老人保健よりも軽減をしながらいい制度になった、というふうに進めていかなければならないというふうに思っていますので、いろいろなところで、市町村と広域連合との関係を考えて、あるいは話し合っていかなければならないのではないかとこのように思っています。

広域連合、今、仕事の面で、という話もしましたけども、結果的に今までの老人保健と今度の後期高齢者制度で財政的にも負担が増える形になっていくということになりがちなのかどうか、その辺を住民に説明するに当たってお聞かせいただければなど、いうふうに思っています。なかなか、説明書の中に、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度とするため、というんですが、どうも、この言葉は、別な言葉を使って説明してたほうがいいのではないかと、こんなふうにも思いますので、これは、私からの提言だけありますので、お答えはいりませんが。いわゆる、通知もまた市町村が出さなければならぬのかどうか、直接、多くの人たちに広域連合が出してくれるのか、その辺の軽減があるかというふうに思ったものですから、お聞きをさせていただきたいと思えます。

（事務局より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局（篠木栄君）** ただ今のご質問は、賦課決定の通知と徴収の場合の納入の通知と2通りございまして、まず賦課の方につきましては、広域連合が行うことになっております。徴収の納入通知関係は、市町村が行うことになっております。

ただし、両方で通知を出しますと経費が2回かかるということで、これを賦課と徴収を1本にいたしまして、これにつきましては、納入通知書の方に賦課決定通知書も同封いたしまして、市町村から発送していただくという考えで事務を進めてございます。

それから、老人保健制度との違いでございしますが、市町村におかれましても財政負担は新しい制度ということで伴ってございます。ただし、介護保険が導入された際を例に取りますと、各市町村さんで大分財政負担がそれぞれあったと思いますが、こちら広域連合で賦課の方ですとか事務全般を広域連合で全て運営してございますので、市町村からの分賦金は頂いてございますが、広域化したということで、そういった事務負担経費などについては、大分負担軽減しているものと考えてございます。

今後とも被保険者の負担軽減、それから構成市町村の負担軽減を第一に考えて広域連合の運営を行っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**議長（河内幸夫君）** 他にございませんか。

（3番 白井英男議員より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 3番。

**3番議員（白井英男君）** これは、私が勉強不足だったらごめんなさい。15ページにですね、別表の第12条というのがあります、地域名が、第1号地域、第2号地域、第3号地域とこう書いてありますが、12条の関係でですね、第1号地域、2号地域というのが出てこないんですけども、どこを見れば、その1号地域がどこで、2号地域がどこというのは分かるのでしょうか。この条例の中に出てくるのであればそれを教えていただきたいし、もし、これが明確に分からないのであれば、1号地域とはどこというのをどこかで明記しないといけないんじゃないかというふうに思うんですけども。これが条例作成上のテクニク的なことですから、内容ではありませんけどもお答えいただければありがたいと思います。

**議長（河内幸夫君）** 申し遅れましたが、1人1議案2回の質問になっておりますので、今回は答弁いたしますが。

**3番議員（白井英男君）** すみません。

**議長（河内幸夫君）** 例外。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（篠木栄君）** ただ今のご質問、別表、15ページの別表、第12条関係のご質問でございますが、こちら特定地域ということで、12条の方で特定地域としてございますが、こちら無医地区に関するものでございます。まず、第1号から第5号までございますが、それぞれ1割軽減から5割軽減までとしてございます。この地域、指定してございませんのは、こちら規則で定めることにしてございまして、規則の方で、例えば、診療所にお医者さんがいなくなった場合ですとか、診療所が廃止された場合、そういった場合、規則の方で定めまして、この第1号地域に該当するか、または第2から第5号地域に該当するか、こちらを規則の方で定めるようにしてございます。

**議長（河内幸夫君）** 他にございませんね。

なければ、これをもって「議案第15号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」の声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

「議案第15号」はこれを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（河内幸夫君）** 「ご異議なし」と認めます。よって、「議案第15号」は、原案どおり可決されました。

**議長（河内幸夫君）** これにて討論を終結いたします。これより採決いたします。認定第1号については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（河内幸夫君）** ご異議なしと認めます。よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決定しました。

**(8)議案第16号の上程、説明、採決**

**議長（河内幸夫君）** 次に、日程第6「議案第16号福島県市町村総合事務組合格約の変更について」を議題といたします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。

（広域連合長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 広域連合長。

**広域連合長（瀬戸孝則君）** 議案書の17ページをご覧ください。議案第16号福島県市町村総合事務組合格約の変更について、でございますが、福島県市町村総合事務組合格約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。内容につきまして、事務局長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

（事務局長より「議長」との発言あり）

**議長（河内幸夫君）** 事務局長。

**事務局長（篠木栄君）** 議案第16号福島県市町村総合事務組合格約の変更についてご説明いたします。議案説明資料6ページをお開き願いたいと思います。福島県市町村総合事務組合を構成する団体数の変更でございますが、福島県市町村総合事務組合から伊達市国見町大枝小学校組合が脱退するため、同事務組合格約の構成団体から削除する規約の変更を行います。

なお、これは、本広域連合が、非常勤特別職の公務災害に関しまして当事務組合の構成団体になっておりますので、この規約改正について、広域連合議会への議決を要するものでございます。

以上が、議案第16号の説明でございます。ご審議のほどよろしく願います。

**議長（河内幸夫君）** それでは、「議案第16号」について質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって「議案第16号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」の声あり）

**議長（河内幸夫君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

「議案第16号」はこれを原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（河内幸夫君）** 「ご異議なし」と認めます。「議案第16号」は、原案どおり可決されました。

**(9)陳情第1号の上程、説明、採決**

**議長（河内幸夫君）** 次に、この度、福島県社会保障推進協議会から「陳情第1号『後期高齢者医療制度の凍結を求める意見書』の採択を求める陳情書」が提出されております。

お諮りいたします。「陳情第1号」は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第7として審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。



(「異議なし」との声あり)

**議長(河内幸夫君)** 「ご異議なし」と認めます。よって、「陳情第1号」は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第7として審議することに決しました。

追加日程第7、「陳情第1号」を議題といたします。これより、討論に入ります。ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

**議長(河内幸夫君)** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

なお、この採決は、起立によって行います。

「陳情第1号」を採択することに賛成の諸君の起立を願います。採択することに賛成の方ですね。

(賛成者起立)

**議長(河内幸夫君)** ご着席願います。起立少数。したがって、「陳情第1号」は、不採択とすることに決しました。

#### (10) 閉会の宣告

これをもって本日の日程は、全部終了いたしました。以上で会議を閉じ、平成19年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。(午後3時47分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年11月22日

福島県後期高齢者医療広域連合 議長

同 署名議員

同 署名議員